

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	ふくおかけんかわさきまち	ふりがな	あまぎ・かわさき・たばらちくかつせいかけいかく
計画主体名	福岡県川崎町	活性化計画名	安真木・川崎・田原地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	6年度～9年度 6年度～8年度	総事業費(交付金)	547,703千円(155,673千円)
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 125,000千円 交流人口の増加 378,000名 地域農産物を使用した新商品開発 2件	事業活用活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 125,000千円 交流人口の増加 378,000名 地域農産物を使用した新商品開発 2件

計画主体 確認の日付	令和6年2月15日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		本計画は、道の駅(農産物直売所、レストラン)を整備することで交流人口を増加させ、農林水産物の販売量増加に繋げることでより地域活性化を図るものであり、法律及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		農産物直売所、レストランの整備により、地域内の農産物の販売機会の増加及び観光客をターゲットとすることで他地域住民との交流機会の増加を図るものであり、対象事業の構成としては妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標:

	るか。			<p>本事業を活用して地域農産物を販売する農産物直売所、地域農産物を使用したメニューを提供するレストラン等を建設し、地域農産物の消費拡大による販売額の増加を図るとともに地域産品等の紹介・提供等により集客・交流を生み出しながら、町内観光スポット等へ送り出すゲートウェイとして整備することにより来駅者を促進し交流人口の拡大を図る。</p> <p>事業活用活性化計画の目標：</p> <p>地域農産物を PR、販売できる直売所等の拠点として地域振興施設「道の駅」を整備し、地域農産物を販売する農産物直売所、地域農産物を使用したメニューを提供するレストランを設け、地域農産物の消費拡大による販売額の増加を図るとともに地域産品等の紹介・提供等により集客・交流を生み出しながら、計画区域を国道322号バイパスが通っており、2019年に八丁峠道路が開通し朝倉・久留米方面からの利便性が高まり、2020年には香春大任バイパスが開通し北九州方面からの利便性が高まり、また、2027年に嘉麻バイパスも開通予定であり、新たな人の流れが創出されると見込まれているため、町内観光スポット等へ送り出すゲートウェイとして整備することにより来駅者を促進し交流人口の拡大を図る。</p> <p>活性化計画の目標と事業活用活性化計画の目標は統一されており整合が取れている。</p>
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		<p>本町の前歴事業である地域販売連携施設（食材提供供給施設）整備事業の事後評価の達成率は100%であり、現在、改善計画期間中の活性化計画はない。</p>
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		<p>本事業は第6次川崎町総合計画（令和2年3月策定）第3部2.重点プロジェクトにおいて、次のとおり位置付けられており、活性化計画及び事業実施計画との整合は取れている。</p>

			<p>以下は抜粋。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎町らしい仕事を育む 町の資源を活かした産品や取組みを磨き上げ、今後はより付加価値を高め、「稼ぐ」ことのできる新しい本町の基幹産業をつくることをめざします。また、就業環境の充実や改善に向けた取組みを強化し、雇用を促進します。 ・重点プロジェクト③「稼ぐ」農業プロジェクト 農産物のブランド化など、本町の自然環境や美味しい農産物などを活かした農家の収益拡大の取組みを、継続性のある「稼ぐことのできる産業」に育てていくため、事業継承のほか、事業組織の立ち上げや新規就農者への支援を推進します。 ・重点プロジェクト④地域拠点プロジェクト 子どもたちの遊ぶ場所や学習の場、子育て支援の場など、地域生活の拠点となり、誰もが使いやすい場所の整備検討を行います。また、交通・物流の拠点となる国道 322 号バイパス沿いに道の駅など交流拠点機能を有した施設を整備し、地域内外の人々が集う賑わいのある空間を創出し、活力ある地域づくりを推進します。
1-4	<p>活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。</p>	○	<p>農業関係各種団体（田川農協川崎支所、農業後継者クラブ、果樹園経営者）、商工関係等各種団体等（豊前川崎商工会議所、豊前川崎商工会議所青年部、福岡銀行川崎支店）による道の駅推進会議を3回開催及び住民向けに紙・インターネットによるアンケートを実施し、それらを反映し、活性化計画及び事業実施計画を策定した。</p>
	<p>活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。</p>	○	<p>3回開催した道の駅推進会議には女性委員も命されている。住民向けのアンケート調査では、回答者の41%、54人の女性の回答があった。</p>

1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		事業実施主体である川崎町と川崎町農産物生産拡大検討会議委員と一体となって事業推進にあたっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		事業内容は、地域農産物を販売する農産物直売所と地域農産物を使用したメニューを提供するレストランの整備であり、地域農産物の販売額の増加、観光客をターゲットに交流人口の増加を図ることにより、地域活性化を目指すものであり、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画の目標と整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		活性化計画の計画期間を令和6年度～令和9年度の4年間、事業実施期間を令和6年度～令和9年度の4年間としている。 道の駅全体の建築規模が大きく、運営事業者の調整、町の予算確保のため、起債計画等を鑑み、事業実施期間は4年間が妥当であると判断している。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		①収容法に基づく事業認定申請を令和7年1月に計画。 ②都市計画法に基づく開発許可申請を令和7年4月に計画。 ③建築基準法に基づく建築確認申請を令和8年4月に計画。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		全体事業費 547,703,169 円 交付対象事業費 311,346,689 円 交付要望額 155,673,000 円 交付限度額 交付対象事業費 311,346,689 円×交付額算定交付率 1/2≒155,673,000 円以内
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		活性化計画区域の農林地面積は当該区域内全体の 80.26%を占めている。 なお、活性化計画区域は市街化区域及び用途区域に指定されていない。

				2, 327ha/2, 899ha×100=80. 26%
--	--	--	--	-------------------------------

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		土木・建築構造物等の施工にあたっては、建築業者に委託し、建築基準法や同施行令に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保する計画とする。実施設計・施工については、施工管理業務を委託し、専門知識を有する者に監理を担わせる。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		地域連携販売力強化施設については、内装を木質化した鉄筋コンクリート造で建築する予定である。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—		内装を木質化した鉄筋コンクリート造で建築する予定であるため、該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—		該当なし

2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		交付対象とする施設は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表第1機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表から、 ①建物39年（「建物」「鉄筋コンクリート造」「店舗用のもの」） ②建物付属設備15年（「電気設備（照明設備を含む。）」「その他のもの」） ③建物付属設備15年（「給排水又は衛生設備及びガス設備」） ④建物付属設備13年（「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」「冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）」）
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。） （発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		農産漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき年効果額を第4の3地域間交流効果のうち農林水産物販売促進効果及び4地域活性化効果のうち就業機会増加効果、7維持管理費節減効果により算定。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか （発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。			投資効率=3.69である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる③自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。			
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		本地区は全域が過疎法等の五法指定地域であり、事業実施主体は川崎町であることから実施要領の別記3に定める要件及び規準を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		川崎町が事業主体である地域連携販売力強化施設の運営については指定管理委託による運営とするとともに条例を整備するので目的外使用はない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は			

適正か。			
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		地区内に存在する既存の農産物直売所の現在の利用客数や都市との交流状況を把握しており、それを基に現状と今後の見込み値を算出している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		10 km以内の 5 つの道の駅が存在するため、それらの道の駅と競合しないように計画している。 ・農産物直売所 地域農産物を提供することで、町外産と差別を図ることにより競合する可能性は低いと考える。 ・レストラン 提供するメニューで差別化を図ることにより競合する可能性は低いと考える。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		利用対象者は、町内、近隣市町村及び福岡市、北九州市などの 2 大都市圏の全年齢層を対象と考えている。 利用時期は、年間を通して地域農産物を提供するため、時期による利用者の増減は無いものとする。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		設置場所については、令和 6 年度の 322 号バイパスの前線開通により、交通量の増加が見込まれており、本町における地域連携販売力強化施設の設置場所としており、最も適した場所であると考えている。規模については同様の施設を視察したりして、最良な規模感での設置を検討している。連携施設としては川崎町農産物直売所「De・愛」としており、付近には本町の観光施設が点在していることもあり、今回設置する施設がそこへの玄関口としての役割を担うようなものになりたいと考えている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		県内トップクラスのこだわりのパンの提供及びパンに合うレストランメニューに関しては、パンの業界で最も注目度の高い法人の代表の方と協議を重ねブランド化、宣伝計画、販路拡大、運営体

				<p>制の構築などを計画している。また、農産物直売所に出荷する町内産リンゴは品質の良さで現在も評価が高いが、さらなるブランド化を進めていく。</p>
2-9	<p>施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。</p>	○		<p>パンに関する部門のリーダーには女性の登用を考えており、女性のスタッフや来場者に使いやすいようなすべての配置を女性目線で考えていく。</p>
2-10	<p>事業費積算等は適正か。</p>			
	<p>過大な積算としていないか。</p>	○		<p>現段階では類似施設等から概算事業費を算出しており、実施設計段階において事業費精査を行い、必要最低限の施設となるよう努める。</p>
	<p>建設・整備コストの低減に努めているか。</p>	○		<p>実施設計段階において内装などをシンプルな構造とし、素材や設備などのコスト低減に務める。</p>
	<p>付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。</p>	○		<p>付帯施設は施設利用者のためだけに利用可能な駐車場（表層及び路盤のみ）であり、周辺地域人は駐車場を必要とする施設はなく、汎用性はない。</p>
	<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。</p>	○		<p>備品は交付対象としていない。</p>
2-11	<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。</p>	○		<p>本町を東西に横断している国道 322 号バイパスの沿線であり商業集積地として最も発展している地域にある。集客の立地性、施設の設置目的から勘案して適正である。</p>
2-12	<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。</p>	○		<p>地権者全員から協力するとの回答を得ており、用地確保の見通しはついている。</p>
2-13	<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。</p>	—		<p>該当なし</p>
2-14	<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。</p>			

	<p>実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。</p>	—		該当なし
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)。</p>	○		<p>地域連携販売力強化施設(農産物直売所520.90㎡、レストラン508.89㎡)は1029.79㎡で、1500㎡以内である。</p>
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。</p>	○		<p>交付対象事業費は298,639,100円で、㎡当たりの単価は29万円以内となっている。</p> <p>【地域連携販売力強化施設】</p> <p>事業費 534,995,480円 ÷ 1029.79㎡ = 519,519円/㎡</p> <p>交付対象事業費 290,000円 × 1029.79㎡ = 298,639,100円</p> <p>交付限度額超過額</p> <p>534,995,480円 - 298,639,100円 = 236,356,380円 229,519円/㎡</p> <p>なお、交付限度額を超える部分229,519円/㎡については、町で負担する。</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。</p>			
	<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。</p>	○		<p>地域連携販売力強化施設の整備により、交流人口を集客するための様々な情報発信機能を備えるほか、地域産品の販売を通じて地域内外・地域間の利用者の交流に取り組む。県内トップクラスのこだわりのパンの提供・雨の日でも楽しめる遊具の設置など他の道の駅との差別化を行うことにより、地域内外又は地域間の相互連携の促進を図る。</p>

	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		生産者の必要とされる野菜の生産強化の取り組みは現在行っており、パンと相性の良い野菜を使った販売力の強化・ブランド化を行うことのできる施設として整備を進める。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		年間を通じて運営する施設であり、常時出勤する人材が必要であるため、継続的な雇用と所得を生み出す施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		地域の野菜を使用したパンや総菜等を販売するため、6次産業の促進に寄与する施設であり、調理等に多くの女性の参画を考えている。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		過疎債や補助金等の活用の他は一般財源で対応することで財政部局と協議を重ね、適正な資金調達計画と償還計画の策定をすべく計画を進めている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		企画競争入札（プロポーザル）及び一般競争入札で行うため、適切である。建築実施設計については、空間デザインなど高度な技術や専門性が必要なため、企画競争入札（プロポーザル）を検討している。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		川崎町において、道の駅設置条例及び管理運営規則等を制定し、適正に管理運営を行うよう指定管理を行う予定であり、維持管理費用の負担については他の道の駅や類似施設等の事例に基づく方針である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		令和6年度に実施する道の駅運営検討委員会で道の駅建設基本計画の正式決定を行い、商工会の経営診断を実施予定。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	—		該当なし

2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		地域産物の増産を図りパン、レストランで消費しブランド化を目指す施設であり、産物の大規模化を図り産地競争力の強化に資する取り組みではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—		他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。